

【 検査 】**254 糖尿病疑い、耐糖能異常疑いに対するIRIの算定について**

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD008「8」インスリン（IRI）の算定は、原則として認められない。

- (1) 糖尿病疑い
- (2) 耐糖能異常疑い

○ 取扱いを作成した根拠等

インスリン（IRI）は、インスリン分泌の評価に有用であるとともに、糖尿病（確定）の病型診断、薬剤の変更あるいはコントロール不良例などに対する治療方針の再評価等に際して必要不可欠な検査である。

一方、糖尿病状態が疑われるときの診断検査としては、通常、血糖値（空腹時、随時）とHbA1c値が有用である。

なお、糖尿病疑い又は耐糖能異常疑いが否定できない場合、75g経口糖負荷試験と同時に血中のインスリン又は血中C-ペプチドを併せて測定する耐糖能精密検査を用いる場合があるが、インスリン（IRI）検査のみを実施することは必要ではない。

以上のことから、糖尿病疑い、耐糖能異常疑いに対するD008「8」インスリン（IRI）の算定は、原則として認められないと判断した。